

第19回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成21年8月25日（火） 午後3時30分～午後5時

会 場：市民活動支援センター・あいぼーと内会議室

出席者：山口会長、荒木副会長、齊藤委員、鈴木委員、田中委員、続委員、寺本委員、
西村委員、林委員、原委員、松崎委員、村上委員、山形委員

欠席者：落水委員、木下委員、下川委員

山 口 会 長	ただいまから第19回熊本市自治基本条例検討委員会を開催いたします。本日の委員の出欠については、落水委員、木下委員、下川委員は所用のため欠席という連絡が入っておりますので報告いたします。 本日を含め、当委員会は19回開催してまいりました。これまで当委員会において検討を行ってきた自治基本条例につきましては、明後日、8月27日の告示日に条例案として議会等に配布され、9月3日の開会日には議会に提案されることになっております。 そういたしますと、設置要綱第4条にありますように「委員の任期は検討委員会が設置された日から条例が議会に提出される日まで」となっている関係で、当検討委員会の開催は本日が最後になると思います。 そこで、本日は、まず事務局より議会に上程する条例案につきまして、素案からどこが変わったのかという点を中心に説明をしていただき、最後に、各委員から一言ずつ自治基本条例に係る想いでもよろしいですし、感想でも構いませんので、2～3分程度で発言をいただきたいと思いますと考えております。ご協力をお願いします。 なお、自治基本条例案は、明後日の告示日には議会等に配布されるとなっておりますので、現時点では修正することは出来ないことを予めご承知おき願いたいと思います。 それでは資料の確認を事務局からお願いします。
事務局	それでは、お手元に配布しております資料の確認をいたします。 （資料確認） ・第19回 自治基本条例検討委員会次第 ・熊本市自治基本条例素案地域説明会等の実施状況 ・「熊本市自治基本条例素案」に関するパブリックコメント（意見公募）の結果について ・素案に関する地域説明会での意見・質問 ・自治基本条例（案）について ・熊本市自治基本条例（案）（見え消しあり） ・熊本市自治基本条例（案） 配布漏れ等がございましたら事務局へお申し出ください。

山 口 会 長	それでは、早速ですが、熊本市自治基本条例案につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。
事務局	それでは、お手元に配布しております資料に基づきまして説明いたします。 まず、「熊本市自治基本条例素案地域説明会等の実施状況」についてです。素案につきましては、パブリックコメントを実施するとともに、地域説明会等を行いました。 1 番目の素案に対する意見募集は、後ほど説明させていただきます。 2 番目の地域説明会は、6 回開催し、1 2 7 名の方が来られ、2 8 名の方から 4 3 件のご意見等をいただきました。 3 番と 4 番は、出前講座、各種団体等へ出向いての説明を行いました状況を記載しております。 5 番目には「ゆかた祭り」に合わせオープンハウスを実施し、クイズ形式等で自治基本条例の周知を図ったことを記載しております。 最後は、市役所 1 階でパネル展を実施したことを記載しております。 次に、「熊本市自治基本条例素案」に関するパブリックコメント（意見公募）の結果についてをご覧ください。パブリックコメントは 7 月 1 0 日から 8 月 1 0 日まで実施し、5 7 名の方から 2 3 3 件のご意見をいただきました。 「(3) 意見内訳」は、条文のどの章にご意見が多かったかということをもとめておりまして、全体に関するものが 1 8 件、前文に関するものが 2 1 件、第 1 章が 4 3 件等々、全部で 2 3 3 件になっております。 これらのご意見に対する熊本市の考え方は、3 番目の「対応内訳」に記載しております。 まず、「①意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの」が 3 1 件、「②意見の趣旨等が既に素案に盛り込まれているもの」と判断したものが 5 9 件、「③市としての考え方を説明し、ご理解いただくもの」ということで、後で説明いたしますけれども、コンセプトの関係等で取り入れなかったものが 1 1 1 件、「④今後、参考とさせていただくもの」が 1 3 件、「⑤その他（素案に対する直接的な意見ではないもの）」が 1 9 件ありました。 次のページからは、項目ごとにそれぞれのご意見を記載しております。全部で 3 4 ページにわたりますが、時間もありませんので、後で見いただければと思っております。 次に、「素案に関する地域説明会での意見・質問」ですが、これも時間の都合で説明は省略させていただきます。 以上が、パブリックコメントや地域説明会でいただいたご意見等ですが、これらのご意見等を踏まえ、素案を修正したものが条例案です。 それでは、具体的にどのように修正したかをご説明いたします。「自治基本条

例（案）について」をご覧ください。 まず、「条例（案）作成のコンセプト」については、素案を作成する際のコンセプトと同じですが申し上げますと、１番目に、「この検討委員会から出された報告書を最大限尊重する」ということ。２番目に、「わかりやすく簡潔な条例にする」ということで具体的に言いますと、他の法令等で規定されているものや、具体的な手法や方法につきましては盛り込まないという判断をさせていただいたところです。 次に「主な修正箇所」ですが、６月５日の検討委員会で素案の（案）に対していただいたご意見を踏まえ、素案にする際に修正した３点についてご説明いたします。 １点目は、「目的」に入れておりました「市民の福祉の増進」を、第３条「自治の基本理念」の第１号に入れました。 ２点目は、第５条「市民の権利」に「意見を表明し、又は提案する権利」を入れておりませんでしたので、第２号として追加しました。 ３点目に、第２３条ですが、素案の（案）では、「苦情処理機関」ということで整理させていただいておりましたが、「公的オmbudsman」という言葉に変更しております。 このような検討委員会のご意見を踏まえて修正を行ない、素案の（案）を素案にしまして、７月１０日から８月１０日までパブリックコメントを実施しました。 次に、パブリックコメントの意見を踏まえ、具体的にどのような修正をかけたかを「熊本市自治基本条例（案）（見え消し入り）」を用いて説明させていただきます。 まず、目次では「市の執行機関等」を「市長等」に修正しております。これは「定義」にも関わることですが、「市の執行機関等」という言い方がわかりにくい。「行政」とか「市長等」に置き換えてはどうかというご意見がありまして、「市長等」に修正したものです。参考までに申し上げますと、政令指定都市のうち４市で自治基本条例が制定されておりますが、そのうち３市では「市長等」という表現が使われております。 次に、前文でいくつか修正をしております。例えば１行目の「歴史的遺産」ですが、具体的にはパブリックコメントの１９番のご意見を踏まえて「的」を取らせていただきました。また、２段目の「子どもたちが大人になっても大好きなふるさとであるよう、豊かな自然等を守りながら、誰もが希望と誇りをもって心豊かに安心して暮らしていけるまち」については、パブリックコメントの２１番、２２番のご意見を踏まえて修正させていただいております。 次に、３段目ですが、どうして自治基本条例を制定するのかという趣旨をもう

少し詳しく書くべきだというご意見を踏まえ「社会の成熟化に伴い人々の価値観も多様化し、地方分権が進展する中」を加筆させていただいております。

それと下から２段目の「公共の福祉」ですが、憲法に書いてあるから要らないのではないかというご意見や重要だというご意見が、それぞれありましたが、総合的に勘案しまして「公共の福祉を念頭に置き」という表現に修正させていただいております。

次に、第２条「定義」の（３）「市長等」につきましては先ほど説明したとおりです。（６）「市政」の定義は、「市長等または市議会が行う活動をいいます」と修正させていただいております。これは条例素案では、「市の執行機関等及び市議会が行うすべての活動をいいます」とし、両方の活動を指していました。そうしますと、第１４条「効率的で効果的な市政」に「市の執行機関等は、効率的で効果的な市政を行うため、不断に行財政改革に取り組みます。」という条文がありますが、市の執行機関等の活動と議会の活動を市政と捉えてしまいますと、市の執行機関等が議会の行財政改革に取り組むと解釈される可能性もあるため、市政の定義の「及び」を「又は」に変えました。従いまして、それぞれ読み替えが生じてくることになります。例えば、主語が「市の執行機関等」とした時には行政の部分。「議会は」とした時には「議会」の部分。「両方」といった時には両方にかかってくるということになります。このような整理を（６）でさせていただきました。（９）については文言の整理をいたしました。

それから、２ページの第３条ですが、「地方自治の本旨に基づく住民自治の拡充推進と団体自治の確立を目指すため」と修正しております。これはパブリックコメントでもご意見がありましたし、報告書にもこのような表現になっておりましたので、元に戻したところです。３ページは文言の整理を行っております。次に４ページの第１１条「市の職員の責務」というところで、２行目に「自己研さんに努める」という表現がありますが、自己研さんとは何をするのか具体的に書くべきではないのかというご意見がありまして、「知識と能力の向上に努める」に修正させていただいております。

次に５ページの第１３条「総合的かつ計画的な市政」ですが、色々と修正しておりますが、内容は素案と変わりません。

修正した部分ですが、修正前の第２項は、「市長等は総合計画の策定に当たっては、市民の参画の手続きを実施し、市民の意見を適切に反映させるとともに、市民への周知を図ります。」ということで、「市民の意見を適切に反映させる」ということと、「市民への周知を図ります」という２つのことを書いていたところですが、「市民への周知を図ります」と新たに第４項を設け、別に整理し直しました。後は文言の整理をさせていただいております。６ページも文言の整理をさせていただいております。

	7ページの第25条第3項は、「市長等は、市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組みを整備します。」と修正させていただいております。この修正の1点目は、「整備に努めます。」を「整備します」に、もう1点は、何に関する情報を整備するのかわからないというご意見がありましたので、「市政・まちづくりに関する情報を提供する仕組み」ということで明確にしたところです。 次に、第28条「青少年・子どもの参画」ですが、以前は、第1項に「青少年・子どもには参画する権利がある」と、第2項に「青少年・子どもが参画するための環境づくりに努めます」という2つの事柄でまとめさせていただいておりましたが、パブリックコメントで、青少年・子どもの参画する権利は、第5条の市民の権利の中に含まれているので、ここでは環境づくりをするということをいうべきではないのかというご意見がございましたので、青少年の参画については、「参画する権利が実効性のあるものとなるよう環境づくりに努めます」と修正させていただきました。 それから、9ページの第37条「自治推進委員会」です。まず、この自治推進委員会は何のために設置するのかわからないというご意見がありましたので、自治基本条例の「目的」に規定されております「本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため」を加筆いたしました。また第2項ですが、素案では、「市長の諮問に基づき、自治運営の基本原則に関する重要事項を審議します」ということで、「情報共有・参画・協働」についての重要事項を審議するとしておりましたが、パブリックコメントや6月5日の検討委員会のご意見を踏まえ、審議事項に「その他の事項」を加えさせていただきました。例えば、この条例を改正するときに、市民の方々にはもちろんご意見は聞くのですが、自治推進委員会にもご意見を聞くと思っております。あくまでも「市長の諮問に基づき」という前提が付きますけれども、具体的にはそういうものを審議できるように、「その他の事項」というものを付け加えさせていただいております。 主な変更点は以上です。
山口 会 長	ありがとうございました。 先ほど申しましたように、明後日の告示日には議会等に条例案が配布されるということです。現時点でこの案を修正することはできないわけですが、ただいまの説明に関して何かご質問はございませんか。
林 委 員	前文はこの検討委員会で協議していない中で、前文の中に、人権制約概念の「公共の福祉」を入れ込んだということについては、私も意見書の中で厳しく批判しております。「公共の福祉を念頭に置き」ということで少し弱まった感じがしますが、「公共の福祉」がどういうことで残ったのか、「踏まえながら」を「念頭に置き」に変えたというのは、どういう議論の経過をたどってこういうことになったのかをおわかりになればお願いしたいと思います。

事務局	「公共の福祉」につきましては、この検討委員会の報告書の中では両論併記になっていた部分でしたが、行政の判断で素案の案の段階で盛り込みました。「公共の福祉を念頭に置き」と書き直したのは、パブリックコメント意見の４ページ２６番目にあります「住民、市民の権利がこの公共の福祉の概念において制限されることがないように、十分な注意の行き届いた表現にすべき」というご意見や２７番目にある「公共の福祉というものは、憲法に謳われていることは条例の前文にあえて謳う必要はない」というご意見がありましたが、総合的に勘案して、こういう表現に変えさせていただいたところです。林委員からは、「公共の福祉」という言葉が人権の制約概念ということは以前からお伺いしているところですが、行政の中で修正して盛り込むという判断をさせていただいたところです。
山口 会 長	ありがとうございました。個人的なご意見はもちろんあるかと思いますが、その他何かございますか。よろしいでしょうか。 それでは、冒頭に申しましたように、本日が最後の委員会となりますので、出席いただいている委員の方々に自治基本条例に係る想い、それから感想を順番にご発言いただければと思います。 それでは鈴木委員からお願いしたいと思います。
鈴木 委 員	前期、議会の特別委員会の副委員長ということで、行政、議会、また、市民の皆さんと一緒に何か作れないかという提案をさせていただいた１人としては、今日で１９回を迎えるということで感慨深いものがございます。それぞれこの会の議論の中で、法学者としての立場からのご発言、議会人として培ってきた者の立場からの発言、そして市民感覚での発言もありましたが、ここでの色々な発言を行政で集約をしていただいて、１００点ということは無いと思っていまして、及第点からスタートできればという思いで、前期の特別委員会で、三者で検討していこうと提案させていただいたことを思うと感慨深いものがあると思っております。 ただ、この検討委員会には議会からそれぞれ参加をさせていただいておりますけれども、議会の代表として意見を集約し、発言をしたわけではないということをは是非ともご理解をいただきたい。明後日告示になり、９月議会での説明等が今後なされていく中で、これが議会の中でどういう形になるかというものを担保するものではないということをご理解をいただきたいと思っております。 いずれにしろ、一つの地方分権という大きな流れの中で、熊本市も政令市になりますので、私個人としては基本条例をしっかり作って、後は皆と共に、前期提案したのは、育てる条例という言葉を使わせていただきましたが、これをスタートにその都度必要であれば、変えていける、育てていける条例になればと思っております。ご協力いただいた委員の皆さん、そして執行部の皆さんに御礼を申し上げます。

田 中 委 員	私は、平成15年に設置された市民会議から出席していたのですが、それから既に6、7年たっているということで、非常に長かった、どうしてこんなにかかるのだろうというのが第一の感想です。出来上がったものに関して私は、第一段階の条例としては十分ではないか、特に事務局は非常に苦勞されて、頑張っていたのではないかと考えております。是非この条例が、議会でもきちっと受け入れられて、この条例で何か出来るというものでもないですから、議会では是非、この条例の理念をご理解いただいて、市の条例として成立させていただきたいと切に願うものです。この条例は、公益通報制度やオンブズマン制度であるとか、我々も考えていなかったことも盛り込まれています。ただ、実際にそれをどのように活用するか、利用するかといいますと、次の段階でないと全く見えないわけです。ですから、早くこの理念を成立させていただいて、次の段階に入るべきだと考えております。
続 委 員	私は行政側の宛て職の委員ということで、私自身は今年度に入ってから参加でして、そういう意味では、作業の中で具体的な貢献は出来なかったかもしれませんが、この検討委員会自体は冒頭にもありましたように、2年余りの歳月、19回という回数を重ねられて、こういった案を取りまとめるに至っていると、このこと自体は非常に素晴らしいといえますか、大変なことだと思っております。 今後、この条例案が議会で審議されることになりますが、制定ということになりましたならば、私ども、市の行政の一人として、この条例に基づいて、趣旨を活かした市政をやっていかねばならないということで、むしろ、どのようにこの条例を活かしていくのかということを、私自身、真剣に考えていく必要があると改めて実感したところです。
寺 本 委 員	平成15年9月から市民会議ということで始まり、足掛け7年。それから地方自治の推進に関する調査特別委員会が設置され、私も行政として特別委員会にも出席させていただきました。それから、平成19年9月から自治基本条例検討委員会がはじまり、今日が8月25日ですので、約2年間の協議を経て、第三回の定例会に議案として提出できるということになりまして、本当に感慨深いものを感じております。 特に私はこの条例につきましては、出来るだけシンプルに、簡潔に、市民の方にわかりやすい形で作るべきという考えで意見を述べさせていただきました。先ほど続委員も言われましたが、この条例に基づきまして、我々行政側も色々なことをしていく必要がありますので、更に市民の方、それから議会の方、行政と、協働の考えで進めていきたいと考えております。
西 村 委 員	私は市民会議から参加しまして、起草委員長も務めました。そして、平成16年の7月に提言を市長に出しました。市民会議が解散になった後は、市民の自主的な組織として、「熊本市自治基本条例をより良くする会」を組織し、代表とし

て平成16年12月には、こういう条例がいいだろうという提案をしました。そして平成17年3月2日に条例案が議会に提案された後は、議会の方々とどういうふうに良い条例にしていくかという議論を重ねてきました。議会の特別委員会では参考人として呼ばれまして、そこで自治基本条例の問題について、私の意見を述べております。その後も、より良くする会の活動を続けてきましたが、今日の私の発言は、あくまでも検討委員として個人的な立場から発言をしたいと思います。

結論から言いますと、よくここまで到達したなということです。ここまで到達したということは、議会と行政と学者の方、そして市民が入って、検討委員会ができた、この検討委員会がなかったならば、ここまでの自治基本条例、今出されている案は出来なかつただろうと思います。議会の方々が参加されて、そして積極的に意見を出されて、イニシアチブを取られたということが、今回の大きな成果になったと思います。従いまして、今度の条例案もこの検討委員会の合意、この強固な基盤の上に、パブリックコメント、広範な市民から意見をいただき、そして行政の中で様々な議論がなされまして、そういう総意のもとで今回の条例案が出来たと私は思っています。私は、39条全ての条文について満足しているかといったら満足は出来ないわけですが、この条例案を大きく支持するつもりです。基本的にはこの条例を支持して、これが本当に市民の方々の新しい自治の推進の出発点になっていくだろう、そういう法的な枠組みが出来てくることを望んでいます。この条例が出来たならば、大きく熊本市は変わっていくだろうと思います。議員の方々、議会にお願いしたいのは、是非1日も早く9月議会でこれを制定していただきたい。そして7年間の長い間の議論、そして深まった条例が、新しい市民の自治を推進していく主体者として、議会も主体者として、また行政も自治の推進の主体者として、市民も自覚的な自治の主体者として、この三者が一体になって、先ほど鈴木委員もおっしゃいましたけれども、いわゆる育てる条例、つまり、より良い条例にしていく。そういうスタートラインに立って、新しい熊本市の未来を、子どもたちに喜ばれるような未来を作っていきたいと思います。重ねて申しますけど、私はこの自治基本条例が、必ず市民の皆さんに受入れられて、そして色々問題があったとしても、それはその過程の中で解決されていくという仕組みができていくだろうと思います。特に申し上げたいのは、参画と協働によるまちづくり条例やオンブズマンの条例、そして自治推進委員会が位置付けられています。それから、それぞれの体制を整備するという言葉で表現されていますが、私はこれを1日も早く実効性のあるものにしていくことが、いわゆる自治基本条例の色々な問題を解決していくと思います。市民に喜ばれ、行政と議会と市民の三者が一体となった自治を推進していくような、そういう熊本市になっていくだろうと思います。

林 委 員	各委員の方々と、会長はじめ、副会長、事務局のご苦勞に感謝申し上げます。 私としては、この条例案に対して、良い点と私としては残念な点が何点かございますので、その点を申し上げて、感想・意見にしたいと思っております。 この条例案の中で私として良い点は、やはり自治の基本理念と自治運営の基本原則です。この2つを明確にしているというのは、他の自治体ではあまり見受けられません。この2つをここまで明確に規定しているというのは、誠に良い条例だと思っております。それと落水委員、鈴木委員に感謝を申し上げたいのは、公的オンブズマンについて両委員が過去において、議会で取り上げていただいたことが、公的オンブズマンの規定につながったのではないかと思います。公的オンブズマンの設置というのは、政令指定都市としての熊本市の発展を考える上で、透明性と公平性を担保するという意味で大きな働きを持ってくるものだと思います。また、公益通報制度だとか、その他行政の適正な運営ということに対するチェック機能という意味では、いい点が多々見受けられ高く評価したいと私は思っております。 次に、残念な点についてお話します。少々苦言を呈するかも知れませんが、私の考えですので、お許しいただきたいと思えます。 まず、コンセプトですが、憲法とか地方自治法等に書いてあるからそれでいいということではなくて、高齢者等を含めた住民にとっては、特に権利の関係では、全体像が明らかになってはじめて使い勝手の良い条例になるのではないかと思います。というのが私の考えです。そういう意味では簡略化し過ぎて住民にとっては全体像がわからないと思えます。 次に、これは大きな点ですけれども、議会に関する規定の中に、住民の信託という規定がありません。第9条の市長のところには、住民による信託ということがあるのですが、議会については、これは二代表制で住民が議員を選んで、そして議会が住民の信託に基づいてやるということについては、議会の審議の中に入れていただきたいと思えます。 次に、住民投票については、住民自治というものをこれから進める上においては必要なものですが、この規定が常設拘束型じゃないという点について、若干私は残念だと思いますし、これからの住民投票条例は常設拘束型になっていくだろうと考えております。 次に、政令指定都市となる自治体として、いかに都市内分権をやるかというのは、熊本市のあり方として根源的な問題ですので、「都市内分権」が盛り込まれていないということについて非常に残念だと思っております。 最後に、権利についてですが、「協働請求権」と「協働諾否権」が盛り込まれなかったことについては残念だと個人的には思っています。また、他の自治体でも盛り込まれているように、住民自治を進めるための住民の「学習する権利」は
-------------	--

	盛り込むべきだと思います。 何点か申しましたけれども、いずれにしても、これが最終案ということですので、関係の委員の方々始め、会長、副会長、事務局の方々に関しては深く御礼を申し上げたいと思います。
原 委 員	私は、行政の委員、また自治基本条例の策定の事務局という立場で出席していましたが、特に私が携わりましてからは、この検討委員会が立ち上がり、論議を重ね、報告書が提出されまして、その報告書を最大限に尊重するという方向性、また、市民の皆さまにとってわかりやすい条例にしたいという想いで条例素案を作成してきたところです。 そして今回、パブリックコメントを実施したところですが、感想の中には、よく配慮された文章である、シンプルでわかりやすいものである、より良いものになったなどというご意見も数多くいただいております。これもやはりこの検討委員会での論議の賜物ではないかと思っております。自治基本条例は自治を進めるためのルールであるということを考えた時には、自治の基本理念でありますとか、自治運営の基本原則などを市民の皆さまにお示しをし、それを共有しながら、さらに育てる条例にしていかなければならないと思っております。私としても感無量です。お世話になりました。
松 崎 委 員	条例を作るということがこんなに大変な作業だということが初めてわかりました。一般市民として、色々な条例がある中で、私たちの暮らしが成り立っているということはわかっていながらも、なかなか縁遠いものでしたので、こういう機会を与えていただいたことに大変感謝しております。 ただ、いくら条例を周知と言っても、なかなか市民がこの条文を徹底的に頭に叩き込むということは難しいと思っております。この条例があることによって、私たちの暮らしがどう変わっていくのか、熊本市がどう変わっていくのか、それから、私たちがやりたいこと、生きやすくなるために、条例に関連するものが色々あると思いますが、どう出来てくるのかということが非常に楽しみですし、関わった以上は、きちんとそういうところを見ていきたいと思っております。大変貴重な場に参加させていただいたことを心から感謝申し上げます。ありがとうございました。
村 上 委 員	私も本当にやっと議会に提案できる条例が出来上がったと、感無量の想いでおります。市民にわかりやすいということ、子どもでも読んでわかりやすいということも議論されましたけれども、色々な障がいを持っている、あるいは自治には縁遠いと思われるような人たちこそが、この条例の精神で、熊本に住んでよかったと思えるようになるためには、まだまだ私たちは努力しなければいけないのかなと思います。この理念をただの理念にするのではなく、条例に規定しているような熊本市にしていくなためにも、9月議会で、私たち議会側の者としても真

	剣に、この２年間の検討を踏まえて、議論をして、本当の形にしていきたいという決意であります。皆さんのこれまでの努力に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。
山形委員	最初にお話をしました中学生にもわかる条文をという想いと、それから市民活動をするうえで、やはり押さえておきたいこと、この２つに板ばさみといいますか、自分の中で悩みながら発言を続けてまいりました。それから、二つの自治、住民自治と団体自治という言葉をもう少し明確にするべきだったのではないかなという思いもあります。真の協働を目指して市民活動をしているわけですが、その中で、この条例が今からどのくらい活かされるのか、どのくらい物足りないと思うようになるのか、そこは、自治推進委員会の今後の活動に託したいと思います。公的オンブズマンについても、世間ではかなりの金額が必要なのではないかといわれていますが、いわゆる熊本型と言いますか、もう少し簡素な形で、何億円もかからないような公的オンブズマンが出来ればいいと、私個人としては思っております。 もう一つ、議会基本条例、行政基本条例、自治基本条例の三つが揃わないと、この自治基本条例だけでやっても物足りないのではないかというご意見をお持ちの方もいらっしゃると思いますが、その通りだという想いをもちました。これも、自治推進委員会の今後の活動の中で検討を是非していただきたいと思っております。 最後に、より良くする会から出しました肉付け案についてですが、市民委員としての想いが含まれておりますので、自治推進委員会の中で是非このことを記録、記憶にとどめていただきたいと思います。 最後に今、県で障がい者差別禁止条例を作るという話が出ております。こういうこととも、この自治基本条例が連動していけるように願っております。本当に貴重な経験をさせていただきましてありがとうございました。
齊藤委員	１９回の検討委員会で本当に色々なご意見が出されました。難しいご意見も沢山あったのだらうと思いますけれども、会長、副会長においては、よく取りまとめをいただきました。大変感謝し、敬意を表するところです。想いや意見等は今までに色々出ておりますので、私は皆様方に御礼を申し上げて言葉にさせていただきます。ありがとうございました。
荒木副会長	私は全国の各自治体で色々な委員会を経験しておりますが、今回のこの検討委員会は、大変充実した内容の濃いものであったと思っております。私ごとですが、体調が完全ではなかったため、山口会長にほとんどおんぶに抱っこで申し訳なかったと思っております。 ただ一つだけ、皆さん方がおっしゃったことと同じですが、まずは走らせてみよう、走らせてみて具合が悪いところは直していくことが私は自治体行政におい

	ては必要だと思います。アメリカあたりの行政では全部実験的に進めていくのです。日本の場合は憲政原理に立つものですから、どうしても完成されたものを望んでしまうので時間がかかってしまうという面があるのです。走らせて直していったというものにしていくことが必要ではないか。社会的実践原理として、市民が望むルールといったものを入れ込んでいけば、あとは表現上の問題はこなれた形に徐々に作り上げていくという形をとっていけばよろしいのではないかと考えております。私は多摩市や大和市における自治基本条例の制定にいずれも関わっておりまして、その時も相当真剣な市民間のやり取りがありました。ですから、真剣なやり取りをしていけばいくほど、中身の濃いものが出来上がっていくという経験もしております。平成15年9月、アドバイザーといいましょうか、変な形で市民会議に関わる形になり、それから約7年ですが、紆余曲折しながら今日に至っております。そして多摩市の自治基本条例と今ここで作られたものと両方眺めてみますと、あまり遜色はお互いにはないと感じます。多摩市の文書表現は、東大の行政法の今村先生がお作りになりました。女性の学者さんで、なかなか柔らかな表現でまとめられた経緯がありますが、その内容とさして変わりがないという形にまとめたものと考えております。これもひとえに皆様方の精力的な活動の結果であろうと、意見表明の結果であろうと考えております。また、それをおまとめになりました山口会長、大変お世話になりました。ありがとうございました。
山口会長	最後に私も個人的な感想ですが、お話をさせていただきたいと思います。 非常に貴重な体験をさせていただいたと考えております。本来、地元熊本でご活躍の荒木先生の体調が万全であれば、荒木先生が会長を務められるのが一番良かったのではないかと考えておりました。 皆さんの感想を聞いている中で、100%の満足かということ、そうでない方もいらっしゃると思います。この検討委員会のキーワードの一つとして、より良い条例づくりといったものがあつたと思います。私としては、何がより良いのかということについては、常々考えていたところでした。まずは、より良いといった場合には、方向性があると思うのです。皆さんの方向性についての合意があれば、それを進めるべきだということで、ある意味では進めやすかったのですが、なかなか合意形成が難しい面があつて、100%合致したものではなかったということだったと思います。そんなことがありましたので、3月に出した報告書についても両論併記といったものがかなりあつたのだらうと思います。 条例の抽象性だとか具体性だとかについても議論があつたと思います。抽象的なところでは、理論ベースの考え方といったものがかなりあつたのではないかと考えています。それに対して具体性といったことについては、これは行政実務の観点から見ていく必要があるということで、抽象性と具体性の中でどうやって折り合

	いを付けていくのか、これについても、難しい局面があったのではなかったかと思います。難しいといった面では、もう一つ、スケジュールの絡みといったものがあつたかと思います。もっとじっくり議論したかったといったことについては、かなり皆さんからご要望もありまして、それに応えられれば良かったのかもしれませんが、より良い案になったとしても、これはタイミングの問題で、議会で可決されなければ仕方が無いということもありますので、タイミングをみるためには、より良いといった面をこの程度にということで止めておきまして、まとめていくといったことも必要ではなかったのかと考えているところです。そして、今の点にも関係していくわけですが、より良い条例づくり、そして、より良い行政といったものを進めていくのは、これが最後ではないと思っております、そのための仕掛けとしては、自治推進委員会といったものがありますので、これを中心として考えていく。また、条例の見直しという観点からすれば、政令指定都市に移行するというのが一つの大きなタイミングだろうと思っておりますので、おそらく、政令市に移行するというのは、事務的にはかなり大変な作業が待っているかと思っておりますので、それと平行して進めるというのは難しいのかなという気もするのですが、政令指定都市になった後、新たに加わる町と一体になりながら見直しをしていくということになっていくのではないのかと思っております。 いずれにしても、こういった大役を仰せつかりまして、僭越な役周りだったのではないかとと思っておりますが、ここまできて良かったと思っております。どうもありがとうございました。 色々な想いというものが、この条例案に含まれているかと思っておりますので、今後の議会の審議、それからそれが可決された暁には、行政にボールが返ってくるのだと思っておりますので、まずは可決を、そしてより良い条例というより、条例の運用をまずはしっかりやっていただけたら有り難いと思っております。
西 村 委 員	先ほどの発言で忘れていましたが、事務局の皆さんの実務的並びに様々な形での運営に関与されたということが、前回の条例に比べると、非常に大きく、より良い条例になるということにつながりました。事務局の方々に感謝を申し上げたいと思います。
山 口 会 長	事務局は本当にお疲れ様でございました。これからもまだ続くと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。 それでは、冒頭に申し上げましたとおり、本日が最後の委員会になります。ここまで来れましたことを事務局含め、皆様方の協力の賜物だと思っております。どうもありがとうございました。 それでは、これを持ちまして本日の委員会を終了させていただきます。 ありがとうございました。